

## セーフティネット保証に関する申請について

### 1. セーフティネット保証認定関係（共通事項）

#### <全 般>

- 認定申請から認定まで、1週間程度かかります。（※余裕を持ったご提出をお願いします。）  
**※郵送申請でも受け付けます。**（※ただし、申請したか否かトラブルにならないよう注意してください。）
- 認定後に利用する融資を調整した上で認定申請してください。（※「とりあえず認定だけ取っておく」行為はご遠慮ください。）
- コピーの取り忘れへの対応は市では一切対応できません。
- 迅速な審査のため、進捗状況に関する問合せはご遠慮ください。

#### <申請書関係>

- 売上高の実績や減少率など、必ず検算した上で申請してください。
- 認定申請書の申請者欄への押印は不要です。ただし、金融機関の方が代理申請される場合は「委任状」に金融機関の押切印が必要となります。
- 「認定申請書」は全てボールペン書きしてください。**（記入例参照）
- 売上の減少理由は具体的に記載してください。（4号認定）  
（例）「新型コロナウイルス感染症の影響により売上減少」NG  
↓
  - ・「海外企業から調達していた部品の流通が滞っており、製品の製造出荷ができていない。今後も部品調達の見通しが立たず、売上減少が見込まれる。」OK
  - ・「団体客の宴会キャンセルによる売上減少だけでなく、外出控えによるランチタイムの売上も減少。今後も客足減少による売上減少が見込まれる。」OK

#### <売上高関係>

- 建設業の「売上高」は「完成工事高」となります。（※入金ベースでの比較はできません。）
- 売上高比較は、経理が消費税抜方式か消費税込方式か確認し、どちらかで統一した比較としてください。
- 「最近1か月の売上高」は、直近の1か月（前月初日から末日）を指します。「月の前半」のみ、「月の途中期間」のみを切り取って比較することはできません。  
また、最近1か月前々月の売上高で申請できるのは、申請する当月の15日までとなります。（原則は直近の1か月での比較ですが、まだ売上が出ていない場合の対応です。）
- 新型コロナウイルス感染症の影響を受けて1年以上が経過した場合の売上比較について  
→各認定（4号・5号）において、最近1か月とその後2か月を含む3か月の前年同期のいずれかの月が感染症の影響を受けた後の期間（原則、令和2年2月以降）に含まれる場合、影響後の月のみ、**その月に替えて「コロナの影響を受ける直前同期の月」を比較対象とします。**（影響前の月は、**前年同期の月を比較対象とします。**）

#### <例>

「最近1か月」が**令和4年12月**、「見込みの2か月」が**令和5年1月・2月**のとき

① コロナの影響を受けたのが令和2年2月からの場合

前年同期である令和3年12月、令和4年1月・2月はいずれもコロナの影響後であるため、コロナの影響を受ける直前同期である平成31年12月、令和2年1月、平成31年2月と比較する。

② コロナの影響を受けたのが令和4年1月からの場合

前年同期である令和3年12月、令和4年1月・2月のうち、令和4年1月・2月のみコロナの影響後であるため、令和3年12月、令和3年1月・2月と比較する。

※コロナの影響を受けた後の月のみ、前年同期に替えて「コロナの影響を受ける直前同期の月」を用います。

★コロナの影響 ◎最近1か月 ○見込みの2か月 △比較対象月

	H31			R2			R3			R4			R5		
	1月	2月	12月	1月	2月	12月	1月	2月	12月	1月	2月	12月	1月	2月	12月
例①		△	△	△	★							◎	○	○	
例②							△	△	△	★		◎	○	○	

## 2. 「セーフティネット保証5号」

- 国が定めた「指定業種」の該当の有無は、「日本標準産業分類」及び中小企業庁のHPにて事前確認してください。（※申込者がどの「細分類業種」に当てはまるか確認してください。）
- 申込者の営んでいる事業が、複数ある場合（兼業者）は申請書の様式が異なります。営んでいる事業内容ごと「日本標準産業分類」のどの「細分類業種」に該当するかを確認し、それぞれ「指定業種」に該当しているかを合わせて確認してください。
- お客様が指定業種に該当するか否かについて、問い合わせをいただいても、口頭での情報のみでは市では判断できかねます。金融機関の担当者の方がヒアリングや資料を揃えた上で、ご相談ください。

### ■ 関連情報（※4号認定など、最新の指定期間の確認ができます）

- ▶ 中小企業庁 セーフティネット保証制度

URL : [https://www.chusho.meti.go.jp/kinyu/sefu\\_net\\_gaiyou.htm](https://www.chusho.meti.go.jp/kinyu/sefu_net_gaiyou.htm)

- ▶ 愛知県信用保証協会ホームページ

URL : <https://www.cgc-aichi.or.jp>

# (記入例)

令和5年10月1日以降の認定申請分から、新型コロナウイルス感染症の発生に起因するセーフティネット保証4号は、資金使途が借換（借換資金に追加融資資金を加えることは可）に限定されております。ご確認のうえ、以下にチェックをお願いします。

当該申請は既存融資の借換を目的とした申請です。

必須

様式第4-①

## 中小企業信用保険法第2条第5項 第4号の規定による認定申請書①

令和 年 月 日

豊橋市長 様

申請者  
住所  
氏名  
(名称及び代表者の氏名)

押印  
不要

私は 新型コロナウイルス感染症 の発生に起因して、下記のとおり、経営の安定に支障が生じておりますので、中小企業信用保険法第2条第5項第4号の規定に基づき認定されるようお願いいたします。

記

1 事業開始年月日 \_\_\_\_\_ 年 月 日

2 (イ) 売上高等  
(イ) 最近1か月間の売上高等  
$$\frac{B-A}{B} \times 100$$
 減少率 \_\_\_\_\_ % (実績)

A: 災害等の発生における最近1か月間の売上高等 \_\_\_\_\_ 円  
B: Aの期間に対応する前年1か月間の売上高等 \_\_\_\_\_ 円

(ロ) 最近3か月間の売上高等の実績見込み  
$$\frac{(B+D)-(A+C)}{B+D} \times 100$$
 減少率 \_\_\_\_\_ % (実績見込み)

C: Aの期間後2か月間の見込み売上高等 \_\_\_\_\_ 円  
D: Cの期間に対応する前年の2か月間の売上高等 \_\_\_\_\_ 円

3 売上高等が減少し、又は減少すると見込まれる理由（具体的に）

※2の(ロ)の見込み売上高等には、実績を記入することができる。（3か月すべて実績とすることは不可）  
(留意事項)

- ① 本認定とは別に、金融機関及び信用保証協会による金融上の審査があります。
- ② 市町村長又は特別区長から認定を受けた後、本認定の有効期間内に金融機関又は信用保証協会に対して、経営安定関連保証の申込みを行うことが必要です。

豊商第 \_\_\_\_\_ 号  
令和 \_\_\_\_\_ 年 \_\_\_\_\_ 月 \_\_\_\_\_ 日

申請のとおり、相違ないことを認定します。

(注) 本認定書の有効期間：令和 \_\_\_\_\_ 年 \_\_\_\_\_ 月 \_\_\_\_\_ 日から令和 \_\_\_\_\_ 年 \_\_\_\_\_ 月 \_\_\_\_\_ 日まで

市役所記入欄

豊橋市長 浅井 由崇